

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行後の支援に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

- (1) 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備の維持管理について、必要な財政措置を講じること。
- (2) 携帯電話事業者に対し、中継基地局等の整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送移行後の支援

- (1) 地上デジタルテレビ放送移行後も継続して、全ての市民が放送を受信できるよう、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境の整備を行うとともに、高齢者世帯や低所得世帯等に対し受信機器購入等に対する支援措置を継続すること。

特に、電波障害のある地域等の条件不利地域や新たな難視聴地域においては、CATVの活用や中継局及び共聴施設の整備・維持管理・改修など、難視聴対策に万全の措置を講じるとともに、恒久的に良好な状態での視聴を可能とすること。

- (2) CATV事業者に対し、地上デジタル放送のみの再送信サービスの提供並びにCATVのみでしか視聴できない地域については、利用料金を減額するよう要請すること。
- (3) 不要となったアナログテレビの共同受信施設の撤去について、財政支援措置を講じること。

3. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、都市自治体と事前に十分協議すること。またその便益を広く国民に周知し理解を求め、事務の正確性の確保や個人情報の保護に万全の対策を講じるとともに、実施に当たっては、市町村の準備に必要な期間を十分確保すること。

4. ICTを利活用した地域の安全・安心の確保や地域経済の活性化、医療・福祉・教育等の分野におけるサービス開発等、都市自治体が地域の実情に沿ったICT施策を推進できるよう、必要な人材の育成とノウハウの提供、都市自治体への財政支援等、ICT施策推進に係る支援制度の充実を図ること。

また、地域情報プラットフォームを活用した情報システムの導入に対する財政措置を講じること。

5. インターネットを利用した登記情報提供サービスについて、都市自治体を利用する場合においては、利用料金を免除するよう適切な措置を講じること。

6. 法務局が所有する旧土地台帳付属地図（公図）の電子データについて、都市自治体への提供を可能とするよう、必要な措置を講じること。